

平 戸 市 監 査 公 表 第 138-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成31年4月8日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
市民生活部市民課
- 第3 監査の期間
平成30年11月12日(月)、13日(火)、14日(水)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：市民課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 告示について 一般廃棄物処理手数料等の歳入の徴収又は収納の事務について、私人に委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示がなされていない事案が見られたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 告示について 現在、取りまとめを委託している3者のみ告示しているため、来年度からは、地方自治法施行令第158条第2項の規定に則り、契約締結している全ての者について告示をいたします。</p>
意見	<p>1 事務処理について (1) 個人番号通知カード受領、個人番号カード記載事項変更届について、代理人による受領又は申請にあたり、委任状が添付されていないものや代理人本人確認のための証明書(運転免許証など)が添付されていないものが見られたので、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 平戸市浄化槽設置整備事業補助金について、交付申請に際し「市税等の滞納がないことを証する書類」の添付が補助金交付要綱第5条に規定され、市外在住申請者については、住所地の証明書が添付されているが、平戸市税等を有することも考えられることから、添付書類の見直しについて検討されたい。</p>	<p>1 事務処理について (1) 事務処理手順書を分かりやすく改訂し総合窓口、各支所および出張所に配布いたしました。また、申請書にも事務処理欄の充実として『確認欄』を追加し、添付書類に漏れがないか確認できるように改善しております。 以上2点の改善により、適正な事務処理ができるように措置を講じました。</p> <p>(2) これまで、市外在住者については、平戸市税等についての書類の提出を求めていなかったことから、来年度からの申請時には提出を求めるとします。</p>